

令和4年度
事業計画書

社会福祉法人 四国中央市社会福祉協議会

令和4年度 社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会 事業計画書

《基本方針》

近年、我が国では、少子高齢化や核家族化の進展、生活困窮者・孤立者の増加などを背景に、地域生活課題の複雑化・複合化など、深刻な課題を抱えています。

さらに、新型コロナウイルス感染症のまん延が、日常生活に長期的な影響を及ぼし、地域生活課題をより深刻化させるとともに、地域での支え合い・生きがいづくり活動においても、休止や縮小を余儀なくされています。

このような中、国では、「地域共生社会」や「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取り組みを推進し、「ともに生きる豊かな地域社会（住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会）」の実現を目指すことが示されています。

本会では、これらを踏まえ、令和4年度からの5か年計画として「第4次四国中央市地域福祉活動計画」を策定し、「ともに支え合い ともに生きる 地域づくり」を新たな基本理念といたしました。

令和4年度は、ウイズコロナ社会の中、新しい生活様式における地域福祉活動を模索しつつ、第4次四国中央市地域福祉活動計画に掲げた基本目標・重点方針に基づく取り組みを積極的に進めます。

また、生活困窮者自立支援制度の事業として、新たに「就労準備支援事業」を受託し、直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。

《基本理念》

ともに支え合い ともに生きる 地域づくり

《基本目標・重点方針》

【1】住民主体の地域福祉活動をすすめ、たすけあいの風土をつくります

- (重点方針)
1. 地区社協活動の充実
 2. 小地域ネットワーク活動の推進
 3. 福祉関係団体等への支援
 4. 健康と生きがいづくりの推進

【2】住民の福祉意識を啓発し、ボランティア市民活動を推進します

- (重点方針)
1. ボランティアの育成・活動支援
 2. 災害ボランティア活動支援体制の充実

【3】住民の権利を擁護し、総合的な相談支援を通じ地域づくりを進めます

- (重点方針)
1. 地域福祉権利擁護事業の推進
 2. 地域総合相談・援助活動の実施
 3. 調査・企画・広報活動の推進

【4】生活の質を高め安心を支える在宅福祉サービスを推進します

- (重点方針)
1. 訪問介護サービスの推進
 2. 通所介護サービスの推進
 3. 相談支援サービスの推進
 4. 地域生活支援サービスの推進
 5. 住まいの場の確保
 6. 福祉介護等研修事業の実施

【5】地域福祉の中核として社会福祉協議会の基盤を強化します

- (重点方針)
1. 組織体制の充実・強化
 2. 福祉財源の確保

《実施計画》

【1】－1 地区社協活動の充実

住民ニーズに立脚した住民主体の地域福祉活動を実施する地区社協の支援を行い、誰もが安心して暮らすことができる住みよい地域づくりを進めます。

①20地区社協活動の支援と協働

住民主体による地域福祉活動を推進し、各地区の実情にあった福祉コミュニティづくりを支援します。また、市社協及び地区社協間の連絡調整、情報交換を行い、連携を図るとともに、地域組織・各種団体との連携を強化し、ネットワークの構築に努めます。

- ・20地区社協会長会の開催
- ・地区社協活動要覧の作成
- ・地区社協活動等への積極的な参加、協働体制の強化
- ・地区社協活動の紹介、地区社協活動計画に沿った事業推進

②メニュー事業の推進

地区社協を始め地区内の各種団体や関係機関等と密接な連携を図りながら、交流事業や訪問活動等、住民参加による福祉活動を推進します。

- ・実施要綱に基づく事業推進（地域福祉活動事業、友愛訪問事業）

【1】－2 小地域ネットワーク活動の推進

小地域における高齢者や障がい者、子育て家庭などの困りごと等に対する住民相互のたすけあいや見守り活動を推進します。

①独居高齢者福祉ネットワーク事業の推進（市委託事業）

在宅の一人暮らしの高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民が一体となって見守り体制を整備し、当該高齢者のニーズを把握し適切なサービスの提供を行い、高齢者福祉の向上を図ります。

- ・安否確認等対象者（70歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上70歳未満の高齢者で虚弱なために見守りが必要と認められる方）に対する状況に応じた見守り活動
- ・ネットワーク連絡会議の開催、会議内容の検討
- ・見守り支援体制の整備、民生児童委員や関係機関等との連携など

②ファミリーサポートセンターの運営（市委託事業）

子育てを手伝ってほしい人（依頼会員）と手伝いたい人（援助会員）が会員となり、一時的な子育てを助け合う組織として運営するセンターでは、子を持つすべての家庭を対象に、地域の中で安心して子育てができるように会員同士を結び、サポートをします。

- ・援助会員の増員促進（登録推進説明会の開催、依頼会員から援助会員への移行及び両方会員への新規登録などの推進）
- ・広報紙やホームページ、フェイスブックなどを活用した広報啓発活動、4ヶ月健診でのPR活動
- ・子育てサークルやNPO法人等との連携
- ・子育て支援の拠点整備（キッズスペース）
- ・会員のスキルアップや子育てに役立つ講習会、会員相互の交流会の実施

③住民互助型生活支援サービスの推進（愛ネットワーク）

公的サービスや既存の社会資源では対応できない住民の生活ニーズを解決するために、住民互助型生活支援サービスの創出、展開を図り、住みなれた地域でお互いの暮らしを支え合っている安心で温かい地域づくりを推進します。

- ・関連のある社会資源（民間事業者等）の把握
- ・今後の事業継続に関する協議・検討

【1】－3 福祉関係団体等への支援

民生児童委員活動の支援や共同募金運動の推進、各種貸出事業等の実施により、地域福祉の活性化を図ります。

①民生児童委員活動の支援と協働

民生児童委員協議会の事務局を担い、民生児童委員が活動しやすい環境整備に努め、社協と一体となり福祉社会づくりを推進します。

- ・民生児童委員の7つのはたらき（社会調査・相談・情報提供・連絡通報・調整・生活支援・意見具申）への支援
- ・民生児童委員活動の充実・強化（事務局業務、活動しやすい環境整備など）
- ・活動に必要な要援護者等の情報提供・共有、支援体制の強化
- ・任期満了に伴う改選に向けた取り組み（担当区域や地区定数に関する協議など）

②共同募金運動の推進

募金運動の実施により、地域住民相互のたすけあい精神及び寄付精神の向上を図ると共に、ご寄付頂いた募金を活用し地域福祉活動を推進します。

- ・赤い羽根共同募金運動（10/1～12/31）…戸別・法人・職域・イベント・窓口・学校・ガチャポン募金
- ・歳末たすけあい募金運動（12/1～12/31）…戸別募金
- ・キャラクターグッズ等の活用による募金の推進
- ・募金の使途・目的の理解を深める機会の提供（説明会等の開催）など

③福祉機器等貸出事業の実施

車椅子やボランティア機器等を貸し出すことにより、地域福祉・在宅福祉の増進及び福祉教育の充実を図ります。

- ・要綱に基づく福祉機器等（車椅子、ボランティア機器、レクリエーション用具、福祉学習機器）の貸出（原則10日以内・無料）
- ・より利用しやすい体制整備など

④福祉用具リサイクル事業の実施

家庭で不要になった福祉用具（車椅子、介護用ベッド、歩行器等）を譲りたい人（提供者）と譲ってほしい人（希望者）をコーディネートし、使用されていない福祉用具の活用と地域住民相互のふれあい・助け合いを促進します。

- ・ニーズに応じた最新情報の提供、SDGs の観点による事業の普及・啓発

⑤高齢者や障がい者及び福祉関係団体等に対する移動支援の検討

四国中央市における高齢者や障がい者及び福祉関係団体等に対する移動支援について、継続的な検討を行い、新たな施策の実現を目指します。

- ・市や関係機関との継続的な協議・研究

【1】－4 健康と生きがいつくりの推進

住民誰もが健康で、いきいきと安心して生活を送っていただけるように、身近な地域での居場所・学びの場・生きがいつくりを推進します。

①ふれあい・いきいきサロン活動の充実

小地域を拠点に高齢者、子ども、障がいのある方などの居場所づくりを、当事者とボランティアが協働し、ともに企画、運営していくことで地域の人たちの出会い、ふれあい、助け合いの活動を広げ、いきいきと元気に暮らせるまちづくりを推進します。

- ・サロン通信の発行やお世話人研修会の開催
- ・サロン活動に対する支援策の検討、活動指針の見直し
- ・サロンに訪問可能なボランティア団体の紹介など

②常設型サロン創設の推進

地域の高齢者や障がい者、子育て中の親子等、近隣住民が気軽に立ち寄り、寛げる環境を備え、地域の人々が共に支え合い、様々な福祉活動を運営していく交流拠点・居場所づくりを推進します。

- ・必要地域の調査・検討、情報提供
- ・空き店舗や空き家等の活用
- ・認知症カフェ等の研究、多様な常設型サロンの設置検討

③介護予防教室事業の実施（市委託事業／公募提案型）

地域の高齢者等が住み慣れた地域で長年健康を保って生活していただけるよう、生活機能の維持・向上や地域活動への参加促進を目的とし、運動や講座等を行う介護予防教室を実施します。

- ・新しい地域支援事業を地域づくりの契機ととらえた介護予防の取り組み
- ・地域の実情に応じたプログラムの実施

【2】－1 ボランティアの育成・活動支援

地域におけるボランティア活動の支援と福祉教育の充実を図り、人材育成に努めるとともに、共に生きる地域社会づくりを推進します。

①ボランティア活動の推進

地域におけるボランティア活動の推進・支援を行い、ボランティア市民活動センターと連携して、住民参加による福祉社会の創造に努めます。

- ・ボランティア市民活動センターとの連携
- ・福祉のまちづくり助成事業の実施

- ・ボランティアの活動に関連する情報提供（社協だより、ホームページ等）
- ・ボランティア活動保険の加入促進（掛金の一部助成など）

②福祉教育の推進

地域福祉・ボランティアに関する学習や体験の場を提供し、互いに支え合う心、助け合いの風土を培い、共に生きる福祉社会の創造を目指します。

- ・福祉協力校への助成、ボランティア活動や福祉情報の提供
- ・地域住民との交流活動（地区社協事業等）との融合

【2】－2 災害ボランティア活動支援体制の充実

災害時において被災者の一日も早い生活再建を進めるために、平常時から地域におけるネットワークを構築し、関係機関等との関係を深めることにより、災害ボランティアセンターの運営体制の充実を図ります。

①平常時のネットワークの構築

平常時の地域におけるネットワーク構築を充実させるとともに、日頃から各団体・機関との関係を深めることにより、災害ボランティアセンターのスムーズな設置や充実した支援活動につなげます。

- ・平常時の地域福祉活動等を通じたコミュニティづくりの推進
- ・各団体・機関とのネットワークの構築、関係強化

②災害ボランティアセンターの設置・運営

大規模災害が発生したときに各団体・機関と連携・協働しながら、スムーズに災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災者の救援と生活再建を円滑に進めます。

- ・職員のスキルアップ及び支援体制の強化
- ・災害ボランティア設置検討会議の開催、資機材の確保・点検作業
- ・災害ボランティアに関する研修会等への積極的な参加、職員への周知
- ・職員の意識向上を図るための訓練の実施
- ・指針や運営マニュアルの見直し

【3】－1 地域福祉権利擁護事業の推進

高齢になっても、障がいがあっても地域から排除されず、必要なサービスや支援、ネットワークを活用して、地域での自立生活が営めるよう権利擁護に取り組みます。

①福祉サービス利用援助事業の推進（県社協委託事業）

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）ができる限り地域で安心して自立した生活を送れるよう支援します。

- ・福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かり、意思決定や各種手続きの支援
- ・法人後見事業との一体的実施、中核機関との連携

②成年後見サポートセンターの充実

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう成年後見制度等の利用促進を図るとともに、法人成年後見事業や福祉サービス利用援助事業を一体的に推進します。

- ・成年被後見人等の財産管理や身上監護
- ・中核機関の機能の一部受託に向けた成年後見サポートセンターの充実（親族後見人等の支援、

制度利用相談、市民後見人養成に向けての検討、市内社会福祉法人との連携など)

【3】－2 地域総合相談・援助活動の実施

住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる生活支援やその仕組みづくりを行い、福祉のまちづくりを進めます。

①生活福祉資金貸付事業の実施（県社協委託事業）

資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにします。さらに、生活困窮者自立支援法に基づく事業と連携し、効果的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

- ・生活福祉資金貸付に関する相談・申込みの受付、県社協への進達
- ・償還プロセスにおける支援の取組強化、特例貸付者の償還状況や生活状況の把握
- ・市関係機関及び民生児童委員、生活相談支援センターとの連携
- ・県社協との連携による滞納世帯の状況把握
- ・特例貸付の償還開始に伴う生活困窮世帯の生活状況把握や相談の対応

②生活困窮者自立相談支援事業の実施（市委託事業）

生活困窮状態から脱却し、その人らしい安定した生活が実現できるよう相談・支援を実施します。また、関係機関や地域住民の協力を得て連携による支援活動や自立生活に必要な社会資源の開発にも取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを推進します。

- ・包括的かつ継続的な相談支援の実施（寄り添い型相談支援・ソーシャルワークの充実、家計改善支援事業・住居確保給付金・生活福祉資金貸付事業等との連携など）
- ・生活困窮者支援を通じた地域づくり（生活支援ネットワークづくり、緊急食糧支援・社会参加の場・農福連携・ひきこもり支援・子ども食堂・シェルター等の活用・開発、啓発講演会等の実施、少額融資事業の研究など）

③家計改善支援事業の実施（市委託事業）

家計の立て直しを助言するとともに、「家計状況の見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。また、状況に応じた支援計画の作成や関係機関への繋ぎ、必要に応じた貸付のあっせんなどを行い早期の生活再生をサポートします。

- ・家計管理に関する支援
- ・滞納（家賃・税金・公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ・債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）
- ・コロナ禍における生活困窮者・困窮世帯等の家計改善支援相談対応、各種制度の利用支援など

④就労準備支援事業の実施（市委託事業／新規）

就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題を抱えた就労準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施します。

- ・就労準備支援プログラムの作成・見直し
- ・日常生活自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援など

⑤地域包括ケアシステムの構築（生活支援体制整備事業の実施／市委託事業）

住まい、医療、介護、予防、福祉・生活支援等が、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制づくり（地域包括ケアシステム）を推進し、住民・要援護者への支援の充実と、それを支える

社会資源の開発や改善、社会基盤の整備を同時に進め、福祉社会を創造していきます。

- ・生活支援コーディネーターの配置などの体制整備
- ・基本方針に沿った事業展開
- ・これまでの協議体運営形態の再検証
- ・協議体の設置・運営（第1層協議体、第2層協議体）
- ・コロナ禍における地域状況の把握、新しい生活様式における地域福祉活動の検討

【3】－3 調査・企画・広報活動の推進

地域の要援護者の把握に努め、関係機関等と連携した支援活動に取り組むとともに、必要な事業やイベント等を企画・実施し、広報活動を推進します。

①福祉票整備・要援護者の支援

要援護者の生活状況等を把握し、民生児童委員や市と情報共有を図り、適切な支援、各種方策等に活用することを目的に福祉票を整備します。

- ・平常時の支援活動、災害時の要援護者支援活動への活用
- ・要援護者の生活状況の把握、福祉ニーズへの対応など

②広報啓発活動の充実

社協活動や事業を展開するにあたり、その理念や内容等を住民に理解してもらえるように、様々な媒体を利用して情報を発信していきます。

- ・社協だよりの発行（年6回／偶数月）
- ・住民のニーズに合った情報発信、親しみを持たれる紙面づくり
- ・ホームページ・フェイスブックの管理・運営
- ・点字・声の広報発行事業（市委託事業）

③社会福祉大会・福祉フェスティバルの開催

住民の福祉推進の決意を新たにするとともに、住民参加による福祉のまちづくりを促進するために開催します。

- ・大会開催予定 10月1日（土）しこちゅ～ホール（大ホール）
- ・令和5年度に向けた福祉フェスティバル開催の検討

【4】－1 訪問介護サービスの推進

援護が必要な高齢者・障がい者宅にヘルパーが訪問し、必要な身体介護・生活援助・助言サービスを行い、日常の自立生活を支援します。

①訪問介護・訪問型サービスの実施

要介護状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

- ・訪問介護員の人材確保、訪問体制の効率化
- ・有償サービス等との連携強化
- ・新宮地域における訪問介護員の養成等の検討
- ・介護福祉士資格の取得、各種研修会への参加の推進
- ・感染症の発生及びまん延防止等に係る取り組みの義務化への対応
- ・BCP計画の策定、研修の実施、訓練実施の義務化への対応
- ・高齢者虐待防止に係る取り組みの義務化への対応

②障害者居宅介護等事業の実施

障がい者を有する利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護や外出の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

- ・同行援護従事者養成研修一般課程修了者等資格の取得の推進
 - ・各種研修会への参加の推進
- (その他については、上記「①訪問介護・訪問型サービスの実施」と同様)

③移動支援事業の実施（市委託事業）

単独では外出困難な障がい者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をする際に、ヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

- ・全身性障がい者移動支援従事者養成研修及び視覚障がい者移動支援従事者養成研修の受講の推進

④訪問入浴・介護予防訪問入浴介護等の実施

自宅のお風呂で入浴ができない要介護者を対象に、看護職員 1 人と介護職員 2 人が移動入浴車で自宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行い、利用者の身体清潔保持と心身機能維持等を図ります。

- ・安定した入浴サービス提供のための人材確保
- ・各種研修会への参加、スキルアップ体制の構築
- ・身体的負担の軽減を図ることを目的とした研修の実施

⑤訪問入浴サービス事業の実施（障がい者）

自宅のお風呂で入浴ができない障がい者を対象に、看護職員 1 人と介護職員 2 人が移動入浴車で自宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行い、利用者の身体清潔保持と心身機能維持等を図ります。（その他については、上記「④訪問入浴・介護予防訪問入浴介護等の実施」と同様）

⑥有償サービスの実施

介護保険や障がい福祉サービス等の公的サービスでは対応できない身体介護や生活援助等のサービスを有償により提供することで、高齢者や障がい者等が、自らの有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

- ・介護保険サービスとの連携
- ・話し相手、傾聴、買物同行、長時間支援等のサービス提供の検討

⑦育児等支援ヘルパー派遣事業の実施（市委託事業）

妊娠中や出産後に心身の不調などによって家事や育児に支障がある方で、家族等からの援助が受けられない状況の家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の負担軽減を図ります。

- ・事業の周知、関係機関との連携など

【4】－2 通所介護サービスの推進

送迎及び必要な介護・生活訓練・生きがい活動を実施し、自立生活を支援します。

①地域密着型通所介護事業・通所型サービスの実施

デイサービスセンターで、入浴・食事などの日常生活上の世話や生活に関する相談・助言、機能訓練等のサービスを日帰り提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。（定員 18 人以下）

- ・サービス内容（イベントや日常メニュー）の見直し
- ・PRグッズを利用した周知
- ・感染症対策の充実による質の高い介護サービスの提供、利用者数の安定、環境整備
- ・介護福祉士資格の取得及び各種研修会への参加推進、介護職員のスキルアップ体制の改善
- ・送迎用車両の計画的な更新

②いこいの湯の運営（市委託事業）

おおむね 65 歳以上で要介護認定調査の有無にかかわらず自立された方を対象に、施設に通うことで自宅に閉じこもることを予防し、生きがいつくり活動を通じ、心身と生活の安定及び要介護状態への移行を予防します。

- ・運営方法（サービス内容等）の見直し・改善
- ・感染予防対策を徹底したサービス提供など

【4】－3 相談支援サービスの推進

高齢者や障がい者等の相談に応じ、ニーズ把握や資源の調整等、ケアマネジメントによる安心の在宅生活を支援します。

①居宅介護・介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメントの実施（介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは市委託事業）

介護保険の認定を受け、契約を結んだ利用者や家族の要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況を考慮して、適切なサービスが利用できるよう支援します。

- ・担当地区の分担、業務の効率化
- ・困難事例等に対応できる実践力アップに向けた研修会への参加、事業所内での事例検討会の継続実施
- ・利用者の確保及び質の高いサービスの提供、長期的視点に立った安定した事業運営

②要介護認定訪問調査受託事業の実施（市委託事業）

介護認定の身体状況の確認のため、認定調査員（介護支援専門員等）が申請者の自宅を訪問し、心身の状態などの基本調査、概況調査、特記事項について、本人や家族から聞き取り調査を実施します。

- ・適切な調査件数の受託

③指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業・指定一般相談支援事業等の実施（相談支援の一部は市委託事業）

相談支援専門員や必要な職員を配置し、どのような相談にも応じ、地域生活の自立を支援し、障がい者の福祉増進を図ります。

- ・障害福祉サービス利用のための計画作成・モニタリングの実施
- ・基幹相談支援センターの運営への協力、市内の相談支援事業所との連携及び人材育成等
- ・自立支援協議会専門部会における地域の障がい福祉の発展に関わる活動
- ・各種研修会への参加による相談支援のスキル向上

【4】－4 地域生活支援サービスの推進

障がい者の地域における生活を支援するため、働く場や生活の場、地域における支援体制を整備します。

①地域活動支援センターの受託運営（市委託事業）

通所者（センターを利用する障がい者等）が地域において自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援します。そのために創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

- ・地域活動支援センターしゃぼん玉（土居福祉センター内）の運営
（独自生産活動の実施・検討、内職、生活訓練、季節行事、感染症対策の徹底など）
- ・地域活動支援センター茶れんじ（高齢者生活福祉センター内）の運営
（休耕地を活用した茶葉や農作物の生産・加工・販売、生活訓練、季節行事、感染症対策の徹底など）

②就労継続支援B型事業の実施

企業などに雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所（雇用契約を結ばない「B型」）を開設・運営します。

- ・就労継続支援B型事業所ココロン（福祉会館内）及び従たる事業所（川之江文化センター内）の運営
- ・利用者本人の働く意欲を尊重した作業支援
- ・一般就労に必要な知識・能力の向上、職場開拓等を通じた企業等への就労に必要な訓練、指導等の実施（就労援助）
- ・各人の障がい特性に合わせた心身の生活保持と機能向上（生活支援）
- ・感染症予防対策を徹底した中での地域行事への参加、地域住民との交流を通じた社会活動

【4】－5 住まいの場の確保

独立して生活することが困難な高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住まいの場の提供及び日常生活上の援助を行います。

①生活支援ハウスの運営（市委託事業）

高齢等のため独立した生活に不安のある方が、安心して生活を送れるように、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供します。

- ・入居者に対する管理指導（生活上の助言等）の実施
- ・感染症対策の徹底、過ごしやすい生活環境の整備など

【4】－6 福祉介護等研修事業の実施

福祉・介護等に関する研修を企画・実施し、従事者の援助技術の向上や人材の開発を推進します。

①介護の入門的研修の実施検討

介護未経験の方が介護に関する基本的な知識や技術を学び、介護分野参入のきっかけづくりや介護業務に携わる上での不安の払拭を図ることにより、多様な人材の参入を促進するための研修の実施を検討します。

- ・介護分野への就業のきっかけ作りとして実施検討

②在宅連絡調整会の充実

職員間の連携を密にし、各事業の効果的運営及びサービスの向上を図ります。

- ・主任会、ケアマネ連絡調整会、サービス提供責任者会、地区連絡調整会、訪問入浴連絡調整会、

デイサービス連絡調整会の実施

- ・ICTを活用した情報伝達の方法検討、オンライン研修の積極的な導入

【5】－1 組織体制の充実・強化

社協活動を推進するため、組織体制の充実・強化を図ります。

①福祉活動の拠点の確保

社会福祉事業を積極的に展開するために、公共施設等を継続的且つ有効に活用し、福祉活動の拠点を確保します。

- ・福祉会館（本所、成年後見サポートセンター、生活相談支援センター、障がい者相談支援センター、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、居宅介護支援事業所、就労継続支援B型事業所ココロン）
- ・川之江文化センター（川之江支所、就労継続支援B型事業所ココロン従たる事業所、ファミリーサポートセンター、ヘルパーステーション）
- ・土居福祉センター（土居支所、地域活動支援センターしゃぼん玉、ヘルパーステーション）
- ・土居老人憩いの家（いこいの湯）
- ・高齢者生活福祉センター（新宮支所、地域活動支援センター茶れんじ、新宮デイサービスセンター、居宅介護支援事業所新宮、生活支援ハウス）
- ・サロン活動・ボランティア活動等の拠点の充実
- ・労働環境の整備、業務用スマホ等のネット環境の整備など

②理事会・評議員会の充実

執行機関である理事会と議決機関である評議員会の運営機能のさらなる充実を図ります。

- ・理事会（執行機関）、監事会（監査機関）、評議員会（議決機関）等の開催
- ・理事会の定例化や機能充実等に関する協議・検討など

③専門委員会の設置・運営及び在り方の検討

市社協の事業目的を能率的に推進し、地域福祉向上の発展に寄与することを目的に専門委員会を設置・運営します。また、委員会の在り方について検討を行います。

- ・組織体制に応じた委員会区分の再編の検討
- ・委員会の在り方に関する検討
- ・各委員会の開催、次期に向けての検討（任期：令和4年5月31日まで）

④事務局体制の整備

地域福祉の中核機関として、より効果的な社協活動が展開できるように、事務局体制や人員配置、業務分掌の再構築を図ります。

- ・体制の再構築後に見えてきた効果や問題点についての検証
- ・業務をより適正かつ能率的に執行するための課の再編
- ・本所・各支所の適正な人員配置を含めた拠点整備、業務分掌等の検討
- ・将来を見据えた職員採用試験の実施
- ・適切な労務管理（社会保険労務士事務所との業務委託契約、サポート体制の強化）

⑤役職員の資質向上を図る研修の実施

各年度の実施方針に基づき、研修会への積極的・継続的な参加や市社協での研修の企画・実施を通じて、自己研鑽に励み、今後の法人運営や事業の推進、役職員のスキルアップなどを図ります。

- ・役員研修や職員研修の企画立案、計画的な実施

- ・関係機関主催の各種研修会への積極的且つ継続的な参加、職員のスキルアップ
- ・コロナ禍に対応できる環境整備（オンライン会議等の環境整備など）

⑥公益的な取り組みの実施と法人連携の推進

社会福祉法人としての地域における公益的な取り組みを実施するとともに、市内の社会福祉法人との連携による地域生活課題に対する取り組みを推進します。

- ・本会における公益的な取り組みの実施
 - ふれあい・いきいきサロン（地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動）
 - 法人後見事業（地域の要支援者に対する権利擁護支援）
 - 生活困窮者自立相談支援事業（地域の要支援者に対する相談支援）
- ・複数法人との連携の推進など

⑦事業継続計画（BCP）の策定・運用

地震等の大規模災害や新型コロナウイルス感染症等が発生した場合において、重要な福祉サービスの提供をなるべく中断させない、若しくは中断しても可能な限り早急に再開できるようにするために、事業継続計画（BCP）を策定し、以後継続的に見直しを行いながら適切に運用していきます。

- ・事業継続計画（BCP）の策定による災害や感染症への対応力の強化（令和4年度～5年度にかけて策定し、令和6年度からの運用開始を目指す）

【5】－2 福祉財源の確保

社協活動及び地域福祉活動の振興のために、福祉財源の確保に努めます。

①社会福祉協議会全戸会員制の推進

市社協及び地区社協が行う福祉活動を資金面で支え、ひとり一人が安心して暮らせるすみよいまいづくりを目指します。

- ・一般会員 1口 1,000円（年額）、賛助会員 1口 5,000円（年額）
- ・会費を財源とした法人運営事業、調査・広報啓発事業、地域支援事業の実施
- ・地区社協活動の推進（地区別目標額の2分の1を超えた額を当該地区社協に交付）
- ・地区に応じた推進方法や納入方法についての協議・検討など

②まごころ銀行運動の推進

預託者の意向に沿った事業に使える自主財源として、積極的に推進していきます。

- ・積極的なPR活動など

③積極的な事業受託と補助金・委託金の確保

自主性のある民間組織として、或いは広く住民に支えられた公共性を持つ団体として、積極的に事業を受託したうえで、補助金と委託金の確保を一体的に行い、安定した法人運営を目指します。

- ・市及び住民からの信頼を得る社会福祉事業の展開、社会性・公共性が高い事業の推進
- ・県社協及び市からの事業受託

④共同募金配分金の活用

地域福祉事業を推進するための財源として、その認知度を生かした配分金の活用を検討します。

- ・効果的な配分金の活用の再検討、配分金による新しい事業展開の検討など

⑤収益事業の研究・開発

社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする収益事業の研究・開発を行いま

す。

- ・就労継続支援B型事業の更なる安定
- ・その他の収益事業の研究・開発